

平成25年2月度月例会

研修資料



平成 25 年税制改正の基本的な考え方

日本の経済は、円高・デフレ不況が長引き、足下では、貿易赤字の拡大、国内の成長機会や若年雇用の縮小、復興の遅延等、閉塞感は深刻さを増している。

こうした危機に立ち向かい、これを突破するためには、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」によって、これまでのいわば「縮小均衡の分配政策」から、「成長と富の創出の好循環」へと転換させ「強い経済」を取り戻すことに全力で取り組まなければならない。

この断固たる決意のもとに、平成 25 年度税制改正においては、従来型の発想にとらわれず、民間投資や雇用を喚起し継続的成長を可能とする成長戦略に基づく、制作税制措置をこれまでになく大胆に講ずる。

一方で、税制は、現下の経済・社会情勢に機動的に対応するだけでなく、少子・高齢化が進展する中で、社会保障の安定財源を確保するとともに、経済の成長力の強化、格差の是正といった中長期的課題にも答えていかなければならない。平成 25 年度税制改正においては、所得税及び資産課税について所要の措置を講ずることとしているが、今後とも、税制の中長期的課題に取り組んでいく。

(1) 民間投資の喚起による成長力強化

「成長と富の創出の好循環」を実現し、わが国経済を再生していくために、設備投資の拡大によって経済の底上げを図るとともに、生産設備の更新を通じて産業競争力の強化を図る必要がある。このため、国内における生産等設備投資促進税制を創設し、生産等設備への投資額を一定以上増加させた場合に、新たに取得等をした機械・装置について特別償却・税額控除を可能とする。

また、再生可能エネルギーと省エネ設備の導入を最大限推進するため、現行の太陽光・風力発電設備の即時償却制度の適用期限を延長するとともに、その対象範囲を拡充し、省エネ設備であるコージェネレーション設備を追加する。

(2) 人材育成・雇用対策

わが国の誇る多様な人材の潜在力を引き出すことが「成長による富の創出」につながる。このため、「個人の可能性が最大限発揮され雇用と所得が拡大する国」を目指し、税制面からも新たな施策を講ずる。

具体的には、雇用の一層の確保及び個人所得の拡大を図り、消費需要の回

復を通じた経済成長を達成するため、労働分配（給与等支給）を増加させた場合、その増加額の一定割合の税額控除を可能とする所得拡大促進税制を創設するとともに、雇用促進税制を拡充し税額控除額を引き上げる。

また、教育・人材育成をサポートするため、子や孫に対し行われる教育資金の贈与について一定の額を非課税とする措置を講ずる。

（３）中小企業対策・農林水産業対策

地域の経済・雇用・生活を守るためにも、地域経済を支える中小企業を支援していくことが必要である。中小企業の活力の強化を図るため、商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等が経営改善のために店舗改修等の設備投資を行う場合に特別償却・税額控除ができる制度を創設するとともに、中小法人の交際費課税の特例を拡充し、800万円までの交際費支出を全額損金算入することを可能とする。

また、非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度（事業承継税制）を使いやすくするための抜本的な見直しを行う。

所得税

(1) 最高税率の見直し（平成 27 年分以降）

	現行	改正
195 万円以下	5%	5%
195 万円を超え 330 万円以下	10%	10%
330 万円を超え 695 万円以下	20%	20%
695 万円を超え 900 万円以下	23%	23%
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%	33%
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	40%	40%
4,000 万円超		45%

(2) 金融・証券税制（平成 28 年 1 月 1 日以降）

- ① 特定公社債等の受益権の課税は 20%源泉分離課税から除外し、原則申告分離課税の対象とする。
- ② 特定公社債等の譲渡所得については非課税の対象から除外した上で 20%申告分離課税の対象とする。
- ③ 特定公社債以外の公社債及び公募公社債投資信託等の受益権の課税方式
特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の
絞投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で私募のものにつ
いて、次の措置を講ずる。

(イ) 利子所得等の課税方式

一般公社債等の利子等については、20%源泉分離課税を維持する。

ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払いを受けるものは、総合課税の対象とする。

(ロ) 譲渡所得等の課税方式

(イ) 居住者等が、平成 28 年 1 月 1 日以後に一般公社債等の譲渡をした場合には、当該一般公社債等の譲渡による譲渡所得等については、20%の税率による申告分離課税の対象とする。

(ロ) 一般公社債等の償還又は一部解約等により支払いを受ける金額については、一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、20%の税率による申告分離課税の対象とする。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の役員等が支払を受けるものは、総合課税の対象とする。

(3) 住宅税制

住宅借入金等の所得税額の特別控除について適用期限を平成 29 年 12 月 31 日まで延長するとともに、次の措置を講ずる。

(1) 一般住宅

居住年	借入限度額	控除率	控除限度額	最大控除額
平成 26 年 1 月～3 月	2,000 万円	1.0%	20 万円	200 万円
平成 26 年 4 月 ～ 平成 29 年 12 月	4,000 万円	1.0%	40 万円	400 万円

(2) 認定住宅

居住年	借入限度額	控除率	控除限度額	最大控除額
平成 26 年 1 月～3 月	3,000 万円	1.0%	30 万円	300 万円
平成 26 年 4 月 ～ 平成 29 年 12 月	5,000 万円	1.0%	50 万円	500 万円

(3) 認定長期優良住宅

居住年	対象住宅	控除対象 限度額	控除率	控除限度額
平成 26 年 1 月～3 月	認定長期優良住宅	500 万円	10%	50 万円
平成 26 年 4 月 ～ 平成 29 年 12 月	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	650 万円	10%	65 万円

(4) 省エネ改修工事

居住年	改修工事限度額	控除率	控除限度額
平成 25 年 1 月 ～ 平成 26 年 3 月	200 万円 (300 万円)	10%	20 万円 (30 万円)
平成 26 年 4 月 ～ 平成 29 年 12 月	250 万円 (350 万円)	10%	25 万円 (35 万円)

(5) バリアフリー改修工事

居住年	改修工事限度額	控除率	控除限度額
平成 25 年 1 月 ～ 平成 26 年 3 月	150 万円	10%	15 万円
平成 26 年 4 月 ～ 平成 29 年 12 月	200 万円	10%	20 万円

(6) 耐震改修工事

工事完了年	耐震改修工事 限度額	控除率	控除限度額
平成 26 年 1 月～3 月	200 万円	10%	20 万円
平成 26 年 4 月 ～ 平成 29 年 12 月	250 万円	10%	25 万円

(7) 特定増改築等

居住年	特定増改築等 限度額	控除率	各年の 控除限度額	最大 控除額
	その他の 借入限度額	控除率		
平成 26 年 1 月～3 月	200 万円	2.0%	4 万円	60 万円
	800 万円	1.0%	8 万円	
平成 26 年 4 月 ～ 平成 29 年 12 月	250 万円	2.0%	5 万円	62.5 万円
	750 万円	1.0%	7.5 万円	

資産課税

(1) 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し（平成 27 年 1 月 1 日以後相続分）

① 基礎控除

	現行	改正案
定額控除	5,000 万円	3,000 万円
比例控除 (控除額×法定相続人)	1,000 万円×人数	600 万円×人数

② 税率構造

現行		改正案	
各取得分の金額	税率	各取得分の金額	税率
1,000 万円以下	10%	1,000 万円以下	10%
3,000 万円以下	15%	3,000 万円以下	15%
5,000 万円以下	20%	5,000 万円以下	20%
1 億円以下	30%	1 億円以下	30%
3 億円以下	40%	2 億円以下	40%
—		3 億円以下	45%
3 億円超	50%	6 億円以下	50%
—		6 億円超	55%

(2) 小規模宅地

- ① 特定居住用宅地等に係る特例面積を 330 m²（現行 240 m²）とする
- ② 特定事業用（400 m²）及び特定居住用宅地等（330 m²）はそれぞれの適用対象面積まで適用可能とする。
但し、貸付事業用宅地等（200 m²）は適用対象面積は調整をする。
- ③ 老人ホームに入所したとしても次の要件が満たされると特例適用とする
 - (イ) 被相続人に介護が必要なために入所したものであること。
 - (ロ) その家屋が貸付け等の用途に供されていないこと

(3) 未成年者控除・障害者控除

	現行	改正案
未成年者控除	20歳まで1年6万円	20歳まで1年10万円
障害者控除	85歳まで1年6万円 (特別障害者は12万円)	85歳まで1年10万円 (特別障害者は20万円)

(4) 相続時精算課税制度以外の贈与税の税率

(平成27年1月1日以後の贈与に適用)

① 20歳以上のものが直系尊属から贈与を受けた贈与税の税率

現行		改正案	
課税価格	税率	課税価格	税率
200万円以下	10%	200万円以下	10%
300万円以下	15%	400万円以下	15%
400万円以下	20%	600万円以下	20%
600万円以下	30%	1,000万円以下	30%
1,000万円以下	40%	1,500万円以下	40%
—		3,000万円以下	45%
1,000万円超	50%	4,500万円以下	50%
—		4,500万円超	55%

② 上記①以外の贈与財産に係る譲与税の税率

現行		改正案	
	税率		税率
200万円以下	10%	200万円以下	10%
300万円以下	15%	300万円以下	15%
400万円以下	20%	400万円以下	20%
600万円以下	30%	600万円以下	30%
1,000万円以下	40%	1,000万円以下	40%
—		1,500万円以下	45%
1,000万円超	50%	3,000万円以下	50%
—		3,000万円超	55%

(5) 相続時精算課税制度の適用要件について、次の見直しを行う。

- ① 受贈者の範囲に、20歳以上である孫（現行 推定相続人のみ）を追加する。
- ② 贈与者の年齢要件を60歳以上（現行 65歳以上）に引き下げる。

(6) 事業承継税制

(1) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次の見直しを行う。

- ① 経営承継相続人等の要件のうち、非上場会社を運営していた被相続人の親族であることとする要件を撤廃する。
- ② 贈与税の納税猶予における贈与者の要件のうち、贈与時において認定会社の役員でないこととする要件について、贈与時において当該会社の代表権を有していないことに改める。
- ③ 役員である贈与者が、認定会社から給与の支給等を受けた場合であっても、贈与税の納税猶予の取消事由に該当しないこととする。
- ④ 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）における常時使用従業員数の平均が、相続開始時又は贈与時における常時使用従業員数の80%を下回ることとなった場合に緩和する。
- ⑤ 民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における株式等の価額に基づき納税猶予税額を再計算し、当該再計算後の納税猶予税額について、納税猶予を継続する特例を創設する。
- ⑥ 納税猶予税額の計算において、被相続人の債務又は葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式等以外の財産の価額から控除することとする。
- ⑦ 株券不発行会社について、一定の要件を満たす場合には、株券の発行をしなくても、相続税・贈与税の納税猶予の適用を認めることとする。
- ⑧ 相続税等の申告書、継続届出書等に係る添付書類のうち、一定のものについては、提出を要しないこととする。
- ⑨ 雇用確保要件が満たされなかったために経済産業大臣の認定が取り消された場合において、納税猶予税額を納付しなければならないときは、延納又は物納の適用を選択することができることとする。
- ⑩ 経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）の経過後に納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合については、当該期間中の利子税を免除することとする。

(注) 納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合の利子税は、「延滞税等の見直し」により、納税猶予期間中の利子税の割合が年 0.9%※(現行 年 2.1%) に引き下がる。

※ 特例基準割合が 2%の場合

- ⑪ 経済産業大臣による事前確認制度を廃止する。
- ⑫ 資産保有型会社・資産運用型会社に該当する認定会社等を通じて上場株式等(1 銘柄につき、発行済数式等の総数等の 100 分の 3 以上)を保有する場合には、納税猶予税額の計算上、当該上場株式等相当額を算入しない。
- ⑬ 適用対象となる資産保有型会社・資産運用型会社の要件について、次のとおり所要の見直しを行う。
 - イ 常時使用従業員数が 5 人以上であることとする要件は、経営承継相続人等と生計を一にする親族以外の従業員数で判断する。
 - ロ 商品の販売・貸付け等を行っていることとする要件について、経営承継相続人等の同族関係者等に対する貸付を除外する。
- ⑭ 納税猶予の取消事由である「総収入金額が零となった場合」について、総集金額の範囲から営業外収益及び特別利益を除外する。
- ⑮ その他所要の措置を講ずる。

(7) 教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置

(1) 概要

受贈者(30 歳未満の者に限る。)の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者 1 人につき 1,500 万円(学校等以外の者に支払われる金銭については、500 万円を限度とする。)までの金額に相当する部分の価額については、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課されないこととする。

(注) 教育資金とは、文部科学大臣が定める次の金銭をいう。

- ① 学校等に支払われる入学金その他の金銭
- ② 学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの

(2) 申告

受贈者は、教育資金非課税申告書(仮称)を金融機関を經由し、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(3) 払い出しの確認等

受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならない。

金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金銭を記録するとともに、当該書類及び記録を受贈者が30歳に達した日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存しなければならない。

(4) 終了時

① 受贈者が30歳に達した場合

(イ) 調書の提出

金融機関は、非課税拠出額及び契約期間中に教育資金として払い出した金額の合計金額（学校等以外の者に支払われた金銭のうち500万円を超える部分を除く。以下「教育資金支出額」という。）その他の事項を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(ロ) 残額の扱い

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税を課税する。

② 受贈者が死亡した場合

(イ) 調書の提出

金融機関は、受贈者の死亡を把握した場合には、その旨を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(ロ) 残額の扱い

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税を課さない。

(8) 非居住者への課税強化

(1) 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得した国外財産を、相続税又は贈与税の課税対象に加える。

(注) 上記の改正は、平成25年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

(9) 特別障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税措置

- ① 適用対象者に、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判断により中軽度の知的障害者とされた者又は精神障害者保健福祉手帳に障害等級が2級又は3級である者として記載されている精神障害者を加える
- ② 上記①の者に係る非課税限度額を3,000万円とする。
- ③ 特別障害者扶養信託契約の終了時期を、特別障害者又は上記①の者の死亡の日（現行 特別障害者の死亡後6月を経過する日）とする。
（注）上記の改正は、平成25年4月1日以後に贈与により財産を取得した者に係る贈与税について適用する。

(10) 相続税の物納制度

相続税の物納制度について、管理処分不適格財産の範囲に次の財産を加える。

- ① 地上権、賃借権その他の権利が設定されている不動産で、その権利を有する者が次に掲げる者であるもの
 - (イ) 暴力団員その他一定の者（以下「暴力団員等」という。）
 - (ロ) 暴力団員等が役員となっている法人
 - (ハ) 暴力団員等が事業活動を支配する者
- ② 暴力団員等が役員となっている法人又は暴力団員等が事業活動を支配する法人が発行した株式

その他

(1) 領収証の印紙税

金銭又は有価証券の受取書のうち記載された受取金額5万円未満（現行3万円未満）のものには、印紙税を課さないこととする。

（注）上記の改正は、平成26年4月1日以後に作成される受取書について適用する。

(2) 印紙税

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、平成26年4月1日以後に作成される文書に係る税率を次のとおり引き下げる。

契約金額		現行	改正案
不動産の譲渡に関する 契約書	建設工事の請負に関する 契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円
500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円
1,000万円超	5,000万円以下	1万5千円	1万円
5,000万円超	1億円以下	4万5千円	3万円
1億円超	5億円以下	8万円	6万円
5億円超	10億円以下	18万円	16万円
10億円超	50億円以下	36万円	32万円
50億円超		54万円	48万円

法人課税

(1) 国内設備投資を促進するための税制措置の創

青色申告書を提出する法人の平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度を除く。）において取得等をした国内の事業の用に供する生産等設備で、その事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が次の①及び②の金額を超える場合において、機械装置を国内にある事業の用に供したときは、その取得価額の 30%の特別償却とその取得価額の 3%の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の 20%を限度とする（所得税についても同様とする。）

① その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額

② 前事業年度において取得等をした国内の事業の用に供する生産等設備の取得価額の合計額の 110%相当額

(注 1) 生産等設備とは、その法人の製造業その他の事業の用に直接供される減価償却資産（無形固定資産及び生物を除く。）で構成されているものをいう。なお、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は、該当しない。

(注 2) 償却費として損金経理をした金額は、前事業年度の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。

(2) 企業による雇用・労働分配(給与等支給)を拡大するための税制措置の創設

青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その法人の雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が 5%以上であるとき（次の①及び②の要件を満たす場合に限る。）は、その雇用者給与等支給増加額の 10%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の 10%（中小企業者等については、20%を限度とする（所得税についても同様とする。）

① 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと

② 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

(3) 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置の創設

青色申告を提出する中小企業等で経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い器具備品及び建物附属設備の取得費等をして指定事業の用に供した場合には、その取得価額の 30%の特別償却とその取得価額の 7%の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の 20%を限度とし、控除限度超過額は 1 年間の繰越ができる（所得税についても同様とする。）

(注 1) 経営改善に関する指導及び助言とは、商工会議所、認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言を言う。

(注 2) 対象となる器具備品は、1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のものとし、対象となる建物附属設備は、一の取得価額が 60 万円以上のものとする。

(注 3) 指定事業とは、卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業（これらのうち性風俗関連特殊営業及び風俗営業に該当する一定の事業を除く。）をいう。

(注 4) 税額控除の対象法人は、資本金の額等が 3,000 万円以下の中小企業に限る。

(4) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）

① 試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度、繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度について、2 年間の時限措置として、控除税額の上限を当期の法人税額の 30%（現行 20%）に引き上げる。

② 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等を加える。

(5) エネルギー環境重荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（環境関連投資促進税制）について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する（所得税についても同様とする。）

① 普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができる措置（即時償却）について、対象資産に熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）を加えた上、その適用期限を平成 27 年 3 月 31 日までとする。

- ② 対象資産に定置用蓄電設備等を加えるとともに、対象資産から補助金等の交付を受けて取得等をしたものを除外する等の見直しを行う。
- (6) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度（雇用促進税制）について、税額控除限度額を増加雇用者数1人当たり40万円（現行20万円）に引き上げるほか、適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲について所要の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）
- (7) 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の廃止に伴い、次の措置を講ずる。
青色申告書を提出する中小企業者について平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合で、かつ、2以上の金融機関等が有するその中小企業者に対する債権が債務処理に関する計画によって特定投資事業有限責任組合の組合財産となる場合において、その中小企業が債務処理に関する計画に従って、資産の評価替えをし、又は債務の免除を受けたときは、資産の評価損益の計上又は期限切れ欠損金の損金算入ができることとする。
(注) 特定投資事業有限責任組合とは、一定の基準に適合する中小企業者の事業の再生に資する投資事業有限責任組合として内閣総理大臣（金融庁長官）及び経済産業大臣が指定するものをいう。
- (8) 中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等控除限度超過額に係る税額控除制度について、2年間の時限措置として、控除税額の上限を当期の法人税の30%（現行20%）に引き上げる（所得税についても同様とする。）。（再載）
- (9) 交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例について、定額控除限度額を800万円（現行600万円）に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置（現行10%）を廃止する。

納税環境整備

1. 延滞税等の見直し

延滞税について、当分の間の措置として、次の措置を講ずる。

(1) 延滞税の割合は、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては、次に掲げる延滞税の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

① 年 14.6%の割合の延滞税 当該特例基準割合に年 7.3%を加算した割合

② 年 7.3%の割合の延滞税 当該特例基準割合に年 1%を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合）

また、納税の猶予等の適用を受けた場合（延滞税の全額が免除される場合を除く。）の延滞税については、当該納税の猶予等をした期間に対応する延滞税の額のうち、当該延滞税の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞税の額を超える部分の金額を免除とする。

(注)「特例基準割合」とは、各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までの財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合をいう。

(2) 利子税の割合は、各年の特例基準割合（相続税及び贈与税の延納に係る利子税については、各分納税期間の開始の日の属する年の特例基準割合）が年 7.3%に満たない場合には、その年中（相続税及び贈与税の延納に係る利子税については、各分納期間）においては、次に掲げる利子税の区分に応じ、それぞれ次に定める。

① ②に掲げる利子税以外の利子税 当該特例基準割合

② 相続税及び贈与税に係る利子税（その割合が年 7.3%のものを除く。）

これらの利子税の割合に、当該特例基準割合が年 7.3%に占める割合を乗じて得た割合

(3) 還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

(4) 特別還付金の支給制度に係る延滞金及び加算金の割合について、上記（1）及び（3）と同様とする。

(注) 上記の改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞税等について適用する。